

平成十五年五月十三日提出
質問第七五号

国家公務員のコネ採用に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

国家公務員のコネ採用に関する再質問主意書

平成十五年四月二十二日付けで頂いた「国家公務員のコネ採用に関する質問への答弁書」に関してお尋ねする。

答弁書の中で、常勤職員のうち四一人が、非常勤職員のうち一万七四五五人が、職員の紹介による採用とある。

そしてその後、五月一日付けで、人事院は「選考採用の適切な実施について」「非常勤職員の適切な採用について」（以下、本通知という）との、採用は公募を原則（例外も認めている）とする内容の通知を各府省、各独立行政法人、日本郵政公社に出した。

人事院は、「職員の紹介による採用は、止むを得ないケースもあるし、問題のあるケースもある」と説明している。

一 本通知を出した理由をお示し願いたい。

二 採用に関して職員紹介によるもので、問題ありと人事院が考えるケースは、具体的にはどのようなものか。

三 職員紹介の採用が問題ありと考えるケースは、常勤四一人、非常勤一万七四五五人の職員紹介による採用のうち、何人ほどに当たるか。また、それはどのような職種か。

四 採用に関して職員紹介によるもので、止むを得ないと人事院が考えるケースは、具体的にはどのようなものか。

五 職員紹介の採用が止むを得ないと人事院が考えるケースは、常勤四一人、非常勤一万七四五五人の職員紹介による採用のうち、何人ほどに当たるか。また、それはどのような職種か。

六 ハローワークで働く国家公務員の採用に関して、職員の紹介によるものは、何人あったか。常勤、非常勤別にお示し願いたい。

また、その採用は、問題があると人事院は考えているか。

止むを得ないと考えるのであれば、その理由を具体的にお示し願いたい。

右質問する。